

特定小売供給約款変更届出書

2023年 2 月 14 日

中部電力ミライズ株式会社

特定小売供給約款変更届出書

事 戦 本 第 2 号
2023 年 2 月 14 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力ミライズ株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 大谷 真哉

改正法附則第 18 条第 4 項の規定および平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	2023 年 4 月 1 日

特定小売供給約款変更届出書

事 戦 本 第 2 号
2023 年 2 月 14 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力ミライズ株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 大谷 真哉

改正法附則第 18 条第 4 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	2023 年 4 月 1 日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に 関する省令第 25 条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第 14 から第 17 までにより作成した書類
 - (様式第 14) 特殊変動額総括表
 - (様式第 15) 特殊送配電関連費等計算表
 - (様式第 16) 特殊原価等集計表
 - (様式第 17) 第 1 表 特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

1 変更を必要とする理由

このたび当社は、2023 年 1 月 27 日に認可を受けた中部電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款の見直しにともない、中部電力パワーグリッド株式会社に支払うべき料金の額の増加に対応すべく新たな料金率を設定することといたしました。

つきましては、改正法附則第 18 条第 4 項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容および

新旧比較表

2 特定小売供給約款の変更の内容

改正法附則第 18 条第 4 項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、託送料金の見直しを料金率に反映するために必要となる変更を行ないました。

新 旧 料 金 率 比 較 表 (電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率
定 額 電 灯	需要家料金		円	定 額 電 灯	需要家料金		円
	電 灯 料 金				電 灯 料 金		
	10Wまで	1 灯	89.63		10Wまで	1 灯	91.99
	20Wまで	〃	139.67		20Wまで	〃	144.38
	40Wまで	〃	239.72		40Wまで	〃	249.16
	60Wまで	〃	339.79		60Wまで	〃	353.94
	100Wまで	〃	539.91		100Wまで	〃	563.50
	100W超過100Wまでごとに	〃	539.91		100W超過100Wまでごとに	〃	563.50
	小型機器料金				小型機器料金		
	50VAまでの機器	1 機器	233.91		50VAまでの機器	1 機器	240.81
	100VAまでの機器	〃	386.43		100VAまでの機器	〃	400.22
	100VA超過100VAまでごとに	〃	386.43		100VA超過100VAまでごとに	〃	400.22
	(特定の機器)				(特定の機器)		
従 量 電 灯	A	[附 則]		従 量 電 灯	A	[附 則]	
		20VAまでのラジオ	1 台			20VAまでのラジオ	1 台
		30VAまでのラジオ	〃			30VAまでのラジオ	〃
	最 低 料 金				最低料金		
	A	最初の8 kWhまで	1 契約		A	最初の8 kWhまで	1 契約
		電力量料金				電力量料金	
		8 kWh超過分	1 kWh			8 kWh超過分	1 kWh
	B	基 本 料 金			B	基本料金	
		10アンペア	1 契約			10アンペア	1 契約
		15アンペア	〃			15アンペア	〃
		20アンペア	〃			20アンペア	〃
		30アンペア	〃			30アンペア	〃
		40アンペア	〃			40アンペア	〃
		50アンペア	〃			50アンペア	〃
		60アンペア	〃			60アンペア	〃
		電力量料金				電力量料金	
		最初の120kWhまで	1 kWh			最初の120kWhまで	1 kWh
		120kWh超過300kWhまで	〃			120kWh超過300kWhまで	〃
		300kWh超過分	〃			300kWh超過分	〃
		最低月額料金	1 契約			最低月額料金	1 契約
C	基 本 料 金		286.00	C	基 本 料 金		297.00
	電力量料金				電力量料金		
	C	最初の120kWhまで	1 kWh		C	最初の120kWhまで	1 kWh
		120kWh超過300kWhまで	〃			120kWh超過300kWhまで	〃
		300kWh超過分	〃			300kWh超過分	〃

現 行 料 金					改 定 料 金				
区 分			単 位	料金率	区 分			単 位	料金率
臨時電灯	A	50VAまで 1日につき	1 契約	円 8. 11	臨時電灯	A	50VAまで 1日につき	1 契約	円 8. 31
		100VAまで "	"	16. 22			100VAまで "	"	16. 60
		200VAまで "	"	32. 44			200VAまで "	"	33. 20
		300VAまで "	"	48. 66			300VAまで "	"	49. 80
		400VAまで "	"	64. 88			400VAまで "	"	66. 40
		500VAまで "	"	81. 10			500VAまで "	"	83. 00
		1kVAまで "	"	162. 15			1kVAまで "	"	165. 99
		2kVAまで "	"	324. 30			2kVAまで "	"	331. 98
		3kVAまで "	"	486. 45			3kVAまで "	"	497. 97
	B	基 本 料 金				灯	基 本 料 金		
		40アンペア	1 契約	1, 254. 00			40アンペア	1 契約	1, 302. 40
		50アンペア	"	1, 567. 50			50アンペア	"	1, 628. 00
		60アンペア	"	1, 881. 00			60アンペア	"	1, 953. 60
	C	電力量料金	1 kWh	31. 31		灯	電力量料金	1 kWh	31. 63
		基 本 料 金	1 kVA	313. 50			基 本 料 金	1 kVA	325. 60
		電力量料金	1 kWh	31. 31			電力量料金	1 kWh	31. 63
公衆街路灯	A	需要家料金	1 契約	49. 50	公衆街路灯	A	需要家料金	1 契約	49. 50
		電 灯 料 金					電 灯 料 金		
		10Wまで	1 灯	83. 58			10Wまで	1 灯	85. 94
		20Wまで	"	130. 87			20Wまで	"	135. 58
		40Wまで	"	225. 42			40Wまで	"	234. 86
		60Wまで	"	319. 99			60Wまで	"	334. 14
		100Wまで	"	509. 11			100Wまで	"	532. 70
		100W超過100Wまでごとに	"	509. 11			100W超過100Wまでごとに	"	532. 70
		小型機器料金					小型機器料金		
		50VAまでの機器	1 機器	215. 21			50VAまでの機器	1 機器	222. 11
	B	100VAまでの機器	"	356. 73		灯	100VAまでの機器	"	370. 52
		100VA超過100VAまでごとに	"	356. 73			100VA超過100VAまでごとに	"	370. 52
		(旧供給約款附則 7 の適用を受けていたお客さま)					(旧供給約款附則 7 の適用を受けていたお客さま)		
		[附 則]					[附 則]		
		最 低 料 金					最 低 料 金		
		最初の 8 kWhまで	1 契約	240. 64			最初の 8 kWhまで	1 契約	248. 46
	B	電力量料金				灯	電力量料金		
		8 kWh超過分	1 kWh	20. 00			8 kWh超過分	1 kWh	20. 29
		基 本 料 金	1 kVA	258. 50			基 本 料 金	1 kVA	269. 50
	B	電力量料金	1 kWh	20. 00		灯	電力量料金	1 kWh	20. 29
		最低月額料金	1 契約	240. 64			最低月額料金	1 契約	248. 46

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率
農 事 用 電 灯	(電照栽培用) [附 則]		従量電灯の該当料金の 10パーセント増し	農 事 用 電 灯	(電照栽培用) [附 則]		従量電灯の該当料金の 10パーセント 増し

(注) 現行料金および改定料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

新 旧 料 金 率 比 較 表 （電 力 分）

現 行 料 金				改 定 料 金							
区 分			単 位	料金率	区 分			単 位	料金率		
低 圧 電 力	基 本 料 金 電力量料金 夏季料金 その他季料金		1 kW	円 1,144.00	低 圧 電 力	基 本 料 金 電力量料金 夏季料金 その他季料金		1 kW	円 1,178.74		
			1 kWh	17.01				1 kWh	17.09		
			〃	15.46				〃	15.54		
臨 時 電 力	定額制供給 1 日につき		1 kW	238.48	臨 時 電 力	定額制供給 1 日につき		1 kW	240.24		
	従量制供給		低圧電力の該当料金の20 パーセント増し			従量制供給		低圧電力の該当料金の20 パーセント増し			
農 事	A	(かんがい排水需要) 基 本 料 金		1 kW	550.00	農 事	A	(かんがい排水需要) 基 本 料 金		1 kW	584.74
		電力量料金						電力量料金			
		夏季料金		1 kWh	12.17			夏季料金		1 kWh	12.25
		その他季料金		〃	11.06			その他季料金		〃	11.14
	B	(育苗・栽培需要) 定額制供給 毎年最初の30日まで		1 kW	6,621.12	B	(育苗・栽培需要) 定額制供給 毎年最初の30日まで		1 kW	6,682.11	
		30日をこえる 1 日につき		〃	220.70		30日をこえる 1 日につき		〃	222.73	
		従量制供給		低圧電力の該当料金の10 パーセント増し			従量制供給		低圧電力の該当料金の10 パーセント増し		
	用 電 力	(脱穀調整需要) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで				用 電 力	(脱穀調整需要) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで				
0.5kW			4,093.98	0.5kW			4,114.21				
1 kW			5,884.23	1 kW			5,924.69				
2 kW			9,169.16	2 kW			9,250.08				
3 kW			12,494.79	3 kW			12,616.17				
3kW超過 1 kW増すごとに			1,939.63	3kW超過 1 kW増すごとに			1,980.09				
30日をこえる 1 日につき				30日をこえる 1 日につき							
0.5kW			25.36	0.5kW			26.03				
1 kW			38.84	1 kW			40.19				
2 kW			84.17	2 kW			86.87				
3 kW			130.49	3 kW			134.54				
3kW超過 1 kW増すごとに			50.72	3kW超過 1 kW増すごとに			52.07				

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	料金率	区 分		単 位	料金率
深夜電力	(契約電力50kW以上の低圧供給分)		円	深夜電力	(契約電力50kW以上の低圧供給分)		円
	[附 則]				[附 則]		
	(8時間供給)				(8時間供給)		
	基 本 料 金	1 kW	176.00		基 本 料 金	1 kW	187.00
	電力量料金	1 kWh	13.49		電力量料金	1 kWh	13.82
	(10時間供給)				(10時間供給)		
	基 本 料 金	1 kW	209.00		基 本 料 金	1 kW	220.00
	電力量料金	1 kWh	13.87		電力量料金	1 kWh	14.20

（注）現行料金および改定料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

口座振替初回引落とし割引額比較表
(附則9〔料金についての特別措置〕)

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	割引額	区 分	単 位	割引額
口座振替初回引落とし割引 初回引落とし割引額	1 契約	円 55.00	口座振替初回引落とし割引 初回引落とし割引額	1 契約	円 55.00

特 定 小 売 供 給 約 款 新 旧 比 較 表

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
I 総 則 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。	I 総 則 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第 16 条<u>第 18 条</u>第 4 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
附 則 1 実 施 期 日 この供給約款は、<u>2020 年 10 月 1 日</u>から実施いたします。	附 則 1 実 施 期 日 この供給約款は、<u>2023 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。
3 定額電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 料 金 料金は、定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし、旧供給約款附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、1 月につき次のとおりといたします。 なお、この場合、電灯料金または小型機器料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、旧供給約款附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。	3 定額電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則3<u>3</u>（定額電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 料 金 料金は、定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし、旧供給約款附則3<u>3</u>（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、1 月につき次のとおりといたします。 なお、この場合、電灯料金または小型機器料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、旧供給約款附則3<u>3</u>（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。
5 農事用電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1 月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。	5 農事用電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則5<u>5</u>（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1 月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。
6 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。	6 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6<u>6</u>（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。
7 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整のために動力を 1 年につき毎回 30 日以上の間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。	7 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則7<u>7</u>（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整のために動力を 1 年につき毎回 30 日以上の間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。
8 深夜電力のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受け、低圧で動力を使用している契約電力が 50 キロワット以上のお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。	8 深夜電力のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則8<u>8</u>（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受け、低圧で動力を使用している契約電力が 50 キロワット以上のお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

様式第 14 から第 17 までにより作成した書類

様式第14（第36条第2項、第39条第2項関係）
特殊変動額総括表

（単位：千円）

	項 目	変 動 金 額	備 考
初年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
二年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
三年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
原価算 定期間 計	送配電関連費	38,596,320	
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		

原価算定期間を、2014 年 4 月から 2017 年 3 月までの 3 年として算定した。
施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内
において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、
年度ごとに作成すること。

様式第15（第36条第4項、第39条第4項関係）
特殊送配電関連費等計算表

（単位：千円）

	変 動 費
初年度	特殊送配電関連費
	特殊配電関連費
	特殊送配電非関連費
二年度	特殊送配電関連費
	特殊配電関連費
	特殊送配電非関連費
三年度	特殊送配電関連費
	特殊配電関連費
	特殊送配電非関連費
原価算 定期間 計	特殊送配電関連費
	特殊配電関連費
	特殊送配電非関連費

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。
施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内
において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、
年度ごとに作成すること。

様式第16（第36条第4項関係）
特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変 動 費
特定需要	38,596,320

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第17（第36条第10項、第39条第10項関係）
第1表

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表										(単位：千円)
		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
初年度	特 定 需 要				()	()	()		()	()
二年度	特 定 需 要				()	()			()	
三年度	特 定 需 要				()	()			()	
原価算定期間計		423,635,199	1,029,770,007	-	863,822,400 (38,596,320)	()	2,317,227,606 (38,596,320)	91,896	25.21 (0.42)	2,316,794,314 (38,596,320)

(記載注意)
特定需要の（ ）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。
施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに
変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）
の記載を省略することができる。

特定小売供給約款変更届出書

事 戦 本 第 2 号
2023 年 2 月 14 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力ミライズ株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 大谷 真哉

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	2023 年 4 月 1 日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に
関する省令第 23 条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表

2 特定小売供給約款の変更の内容および

新旧比較表

1 変更を必要とする理由

このたび当社は、法令変更等を踏まえ、変更が必要となる供給条件の内容の変更を行なうため、特定小売供給約款を見直すことといたしました。

つきましては、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・配電事業、指定区域供給、複数需要場所 1 引込および大型系統用蓄電池の発電事業への位置づけ等の電気事業制度の変更にともない必要となる見直し
- ・需給契約の契約期間を年度単位に統一
- ・不在等のため検針不可の場合等の使用電力量の取扱いを託送供給等約款の規定と統一
- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金に関する法令の名称変更にとまなう見直し
- ・日本産業規格の制定・改正にとまなう見直し

特 定 小 売 供 給 約 款 新 旧 比 較 表

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 3 定 義 (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 9 需給契約の単位 12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 15 定 額 電 灯 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (5) そ の 他 当該一般送配電事業者は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。	I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 3 定 義 (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。 9 需給契約の単位 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。 12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 15 定 額 電 灯 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
16 従量電灯 (1) 従量電灯A ハ 契約電流 (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じた電流制限器その他の適 当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。 ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取 り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそ れがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制 限器等を取り付けないことがあります。 (2) 従量電灯B イ 適用範囲 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流 と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみ なします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、 お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送 配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上ま たは経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当 し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上で あるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送 配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施 設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボル トまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、 周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方 式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電 事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは 交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付 けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される 装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこ えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者 は、電流制限器等を取り付けないことがあります。 (3) 従量電灯C イ 適用範囲 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量 と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワ ットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合 で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該 一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が 技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワッ ト以上であるものについても適用することがあります。この場合、 当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の 供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボル トおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたし ます。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上また は当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ニ 契約容量 (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される 場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電 流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）によ り算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ 設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限で きる電流を、必要に応じて確認いたします。	16 従量電灯 (1) 従量電灯A ハ 契約電流 (ロ) 当該一般送配電事業者等^{（注）}は、契約電流に応じた電流制限器その他の 適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けま す。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置 が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえる おそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等^{（注）}は、 電流制限器等を取り付けないことがあります。 (2) 従量電灯B イ 適用範囲 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流 と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみ なします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、 お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送 配電事業者等^{（注）}の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等^{（注）}が技術 上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該 当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上 であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般 送配電事業者等^{（注）}は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備 を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボル トまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、 周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方 式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電 事業者等^{（注）}が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまた は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (ロ) 当該一般送配電事業者等^{（注）}は、契約電流に応じて電流制限器等を取り 付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限され る装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を こえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者 等^{（注）}は、電流制限器等を取り付けないことがあります。 (3) 従量電灯C イ 適用範囲 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量 と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワ ットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合 で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該 一般送配電事業者等^{（注）}の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者 等^{（注）}が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたとき は、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キ ロワット以上であるものについても適用することがあります。この 場合、当該一般送配電事業者等^{（注）}は、お客さまの土地または建物に変 圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボル トおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたし ます。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上また は当該一般送配電事業者等^{（注）}の供給設備の都合でやむをえない場合に は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交 流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ニ 契約容量 (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される 場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電 流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）によ り算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ 設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等^{（注）}は、契約主開閉器が制限 できる電流を、必要に応じて確認いたします。

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
17 臨時電灯 (1) 臨時電灯 A ロ 供給電気方式, 供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ニ その他 (イ) 当該一般送配電事業者は, 原則として供給設備を常置いたしません。 (2) 臨時電灯 B ロ 契約電流 (ロ) 当該一般送配電事業者は, 契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし, お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には, 当該一般送配電事業者は, 電流制限器等を取り付けないことがあります。 ニ その他 (イ) 当該一般送配電事業者は, 原則として供給設備を常置いたしません。 (3) 臨時電灯 C ハ その他 (イ) 当該一般送配電事業者は, 原則として供給設備を常置いたしません。	17 臨時電灯 (1) 臨時電灯 A ロ 供給電気方式, 供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ニ その他 (イ) 当該一般送配電事業者等は, 原則として供給設備を常置いたしません。 (2) 臨時電灯 B ロ 契約電流 (ロ) 当該一般送配電事業者等は, 契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし, お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には, 当該一般送配電事業者等は, 電流制限器等を取り付けないことがあります。 ニ その他 (イ) 当該一般送配電事業者等は, 原則として供給設備を常置いたしません。 (3) 臨時電灯 C ハ その他 (イ) 当該一般送配電事業者等は, 原則として供給設備を常置いたしません。
18 公衆街路灯 (2) 公衆街路灯 B ロ 供給電気方式, 供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	18 公衆街路灯 (2) 公衆街路灯 B ロ 供給電気方式, 供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
19 低 圧 電 力 (1) 適用範囲 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとすることがあります。 (4) 契約電力 ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 ハ お客さまが契約用しゃ断器（使用する最大電流を制限する当該一般送配電事業者のしゃ断器をいいます。）により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、お客さまの申出によって当該一般送配電事業者が取り付ける契約用しゃ断器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約用しゃ断器の定格電流は、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペア、70 アンペア、80 アンペア、90 アンペア、100 アンペア、110 アンペア、120 アンペア、130 アンペアまたは140 アンペアのいずれかといたします。 (6) そ の 他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。	19 低 圧 電 力 (1) 適用範囲 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとすることがあります。 (4) 契約電力 ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 ハ お客さまが契約用しゃ断器（使用する最大電流を制限する当該一般送配電事業者等のしゃ断器をいいます。）により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、お客さまの申出によって当該一般送配電事業者等が取り付ける契約用しゃ断器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約用しゃ断器の定格電流は、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペア、70 アンペア、80 アンペア、90 アンペア、100 アンペア、110 アンペア、120 アンペア、130 アンペアまたは140 アンペアのいずれかといたします。 (6) そ の 他 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
20 臨 時 電 力 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。	20 臨 時 電 力 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
21 農 事 用 電 力 (1) 農事用電力A（かんがい排水需要） ニ そ の 他 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (2) 農事用電力B（育苗・栽培需要） ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200 ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとすることがあります。 ホ そ の 他 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。	21 農 事 用 電 力 (1) 農事用電力A（かんがい排水需要） ニ そ の 他 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 (2) 農事用電力B（育苗・栽培需要） ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200 ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとすることがあります。 ホ そ の 他 (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
Ⅳ 料金の算定および支払い 23 検 針 日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (3) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。	Ⅳ 料金の算定および支払い 23 検 針 日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者等は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
25 使用電力量の算定 (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、<u>次の場合および</u>(3)の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、当該一般送配電事業者から自動検針等による検針の結果を確認することで使用電力量を算定できる場合は、それにより精算いたします。 ロ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、当該一般送配電事業者から自動検針等による検針の結果を確認することで使用電力量を算定できる場合は、それにより精算いたします。 (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。	25 使用電力量の算定 (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、(3)の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (3) <u>23（検針日）(2)もしくは(5)の場合または</u>計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金<u>または 25（使用電力量の算定）(1)イもしくはロにより精算する場合の精算額</u>については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者から検針の結果を確認した場合は、その日といたします。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。	28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等から検針の結果を確認した場合は、その日といたします。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
V 使用および供給 35 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	V 使用および供給 35 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
36 供給停止の解除 35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	36 供給停止の解除 35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
37 供給停止期間中の料金 35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。	37 供給停止期間中の料金 35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。
39 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が、お客さま（定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限りま す。）の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。	39 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が、お客さま（定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限りま す。）の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。
40 損害賠償の免責 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	40 損害賠償の免責 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
41 設備の賠償 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	41 設備の賠償 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
VI 契約の変更および終了 44 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 ロ 当社および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	VI 契約の変更および終了 44 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (2) (1)の場合で，当社が当該一般送配電事業者から，託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。	45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (2) (1)の場合で，当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。
46 解 約 等 (1) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが，44（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものいたします。	46 解 約 等 (1) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが，44（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものいたします。
Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担 48 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担 48 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
49 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当社が当該一般送配電事業者から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にもなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (3) 当社が当該一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。	49 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にもなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (3) 当社が当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。
附 則 1 実 施 期 日 この供給約款は，2020年10月1日から実施いたします。	附 則 1 実 施 期 日 この供給約款は，2023年4月1日から実施いたします。

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
3 定額電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 料 金 料金は、定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし、旧供給約款附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、1 月につき次のとおりといたします。 なお、この場合、電灯料金または小型機器料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、旧供給約款附則4（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。	3 定額電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 料 金 料金は、定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし、旧供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、1 月につき次のとおりといたします。 なお、この場合、電灯料金または小型機器料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、旧供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。
5 農事用電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則4（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1 月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (6) そ の 他 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。	5 農事用電灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1 月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (6) そ の 他 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
6 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則7（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。	6 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。
7 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則8（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整のために動力を1 年につき毎回 30 日以上期間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。	7 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整のために動力を1 年につき毎回 30 日以上期間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。
8 深夜電力のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受け、低圧で動力を使用している契約電力が 50 キロワット以上のお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (2) 供給時間 供給時間は、次のとおりといたします。 イ 8 時間供給の場合 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間 なお、当社は、当該一般送配電事業者の供給設備の状況により、使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。	8 深夜電力のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受け、低圧で動力を使用している契約電力が 50 キロワット以上のお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (2) 供給時間 供給時間は、次のとおりといたします。 イ 8 時間供給の場合 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間 なお、当社は、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況により、使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
10 この約款の実施にともなう切替措置 この約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、26（料金の算定）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。	10 この供給約款の実施にともなう切替措置 (1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、26（料金の算定）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 (2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

2020年10月 1 日実施 特定小売供給約款	2023年 4 月 1 日実施 特定小売供給約款
別 表	別 表
2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による</u>再生可能エネルギー電気の<u>調達</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>回避可能費用</u>単価等を定める告示により定めます。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として<u>電気事業者による</u>再生可能エネルギー電気の<u>調達</u>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。	2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>インバランスリスク</u>単価等を定める告示により定めます。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。
4 負荷設備の入力換算容量 (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本<u>工業</u>規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合	4 負荷設備の入力換算容量 (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本<u>産業</u>規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

別 紙

特 定 小 売 供 給 約 款

2023年 4 月 1 日 実 施

中部電力ミライズ株式会社

特 定 小 売 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	6
10	供給の開始	7
11	供給の単位	7
12	承諾の限界	7
13	需給契約書の作成	8
III	契約種別および料金	9
14	契 約 種 別	9
15	定 額 電 灯	9
16	従 量 電 灯	12
17	臨 時 電 灯	19
18	公衆街路灯	24
19	低 圧 電 力	28

20	臨時電力	33
21	農事用電力	34
IV	料金の算定および支払い	40
22	料金の適用開始の時期	40
23	検針日	40
24	料金の算定期間	41
25	使用電力量の算定	41
26	料金の算定	42
27	日割計算	42
28	料金の支払義務および支払期日	43
29	料金その他の支払方法	44
30	延滞利息	46
31	保証金	47
V	使用および供給	49
32	適正契約の保持	49
33	力率の保持	49
34	需要場所への立入りによる業務の実施	49
35	供給の停止	50
36	供給停止の解除	51
37	供給停止期間中の料金	51
38	違約金	51
39	制限または中止の料金割引	52
40	損害賠償の免責	53
41	設備の賠償	53
VI	契約の変更および終了	55
42	需給契約の変更	55

43	名義の変更	55
44	需給契約の廃止	55
45	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費負担金等相当額の精算	56
46	解 約 等	58
47	需給契約消滅後の債権債務関係	58
VII	供給方法，工事および工事費の負担	59
48	供給方法および工事	59
49	工事費負担金等相当額の申受け等	59

附 則
別 表

I 総 則

1 適 用

(1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、
静岡県（富士川以西）、長野県

2 供給約款の届出および変更

(1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第4項の規定および電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年10月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力Aについては、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場

合の契約電力は、0.5キロワットといたします。

- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただ

きます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定 額 電 灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900円を下回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	91円99銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	144円38銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	249円16銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	353円94銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	563円50銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	563円50銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	240円81銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	400円22銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	400円22銭

(5) そ の 他

当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は，5アンペアといたします。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じた電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。
ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り

付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の8キロワット時まで	266円06銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21円33銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発

電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	297円00銭
契約電流15アンペア	445円50銭
契約電流20アンペア	594円00銭
契約電流30アンペア	891円00銭
契約電流40アンペア	1,188円00銭
契約電流50アンペア	1,485円00銭
契約電流60アンペア	1,782円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円33銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円80銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円75銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	266円06銭

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、

お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297円00銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円33銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円80銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円75銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表１（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が４５,９００円を下回る場合は、別表１（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表１（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が４５,９００円を上回る場合は、別表１（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が５０ボルトアンペアまでの場合	８円３１銭
総容量が５０ボルトアンペアをこえ１００ボルトアンペアまでの場合	１６円６０銭
総容量が１００ボルトアンペアをこえ５００ボルトアンペアまでの場合１００ボルトアンペアまでごとに	１６円６０銭
総容量が５００ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１６５円９９銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１６５円９９銭

ニ そ の 他

（イ）当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしませ

ん。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差

し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	325円60銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円63銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボ

ルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	325円60銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	31円63銭
-------------	--------

ハ そ の 他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合

で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１ 契約につき	49円50銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

- a 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	85円94銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	135円58銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	234円86銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	334円14銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	532円70銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	532円70銭

- b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	222円11銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	370円52銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	370円52銭

ハ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数

は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	269円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	20円29銭
-------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	248円46銭

ホ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約容量および契約

電力の算定方法) に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとしたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ハ お客さまが契約用しゃ断器（使用する最大電流を制限する当該一般送配電事業者等のしゃ断器をいいます。）により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、お客さまの申出によって当該一般送配電事業者等が取り付ける契約用しゃ断器の定格電流

にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約用しゃ断器の定格電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペア、70アンペア、80アンペア、90アンペア、100アンペア、110アンペア、120アンペア、130アンペアまたは140アンペアのいずれかといたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,178円74銭
-----------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円09銭	15円54銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロまたはハにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、19（低圧電力）(4)イおよびロに準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	240円24銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、19（低圧電力）（4）イおよびロに準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

（イ）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	584円74銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	12円25銭	11円14銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗・栽培需要）

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧について

は、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料 金

契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロ ワ ッ ト に つ き	最初の30日まで	6,682円11銭
	30日をこえる 1 日につき	222円73銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものおよび別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ホ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約

使用期間を変更いたします。

- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者等は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(3) 23（検針日）(2)もしくは(5)の場合または計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金

は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等から検針の結果を確認した場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力Aのお客さまの1年の基本料金の合計が最低保証料金を下回る場合または農事用電力Bのお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。

この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指

定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数

に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払いの日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。

(2) 44（需給契約の廃止）(2)または46（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。

(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、

契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

- (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

35 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されるとき。

へ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト お客さまがその他この供給約款に反した場合

36 供給停止の解除

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

38 違 約 金

- (1) お客さまが35（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した

期間といたします。

39 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が、お客さま（定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限りま
- す。）の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日にお

ける1回の工事による制限または中止の時間といたします。

- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

40 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または46（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

41 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合

は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

42 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

43 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社に申し出ていただきます。

なお、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等によることができます。

44 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、46（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了さ

せるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算

(1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料

金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

46 解 約 等

- (1) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、44（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

47 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

48 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

49 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、

当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

附 則

1 実 施 期 日

この供給約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、託送約款等で定める間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 定額電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし、旧供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、1月につき次のとおりといたします。

20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	111円25銭
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	154円07銭

なお、この場合、電灯料金または小型機器料金は、別表1（燃料費調

整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。ただし、旧供給約款附則3 (定額電灯のお客さまについての特別措置) (1)ただし書の適用を受けているラジオの小型機器料金については、基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1円08銭2厘
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1円62銭4厘

(2) その他の事項については、定額電灯に準ずるものとしたします。

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅 (1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。) の各戸または各居室 (以下「各戸」といいます。) が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16 (従量電灯) (1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ご

とに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受け、電照栽培のための電灯を毎年、一定期間を限り、1 月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、従量電灯の該当料金（電気を使用する場合のものとし、）から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いた金額の 10 パーセントを割増ししたものに、従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものを適用いたします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、従量電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最低料金または基本料金の1月分とし、その1年の契約電流または契約容量の最大値によって算定いたします。）を下回らないものいたします。

(2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(3) 1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 9（需給契約の単位）(1)および29（料金その他の支払方法）(8)については、臨時電灯に準ずるものいたします。

(5) 35（供給の停止）(3)ハおよびホについては、農事用電力に準ずるものといたします。

(6) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、従量電灯に準ずるものいたします。

6 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたし

ます。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の8キロワット時まで	248円46銭
電 力 量 料 金	上記をこえる1キロワット時につき	20円29銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）および39（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

7 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整のために動力を1年につき毎回30日以上の間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワ ッ ト	1 キ ロ ワ ッ ト	2 キ ロ ワ ッ ト	3 キ ロ ワ ッ ト	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
最 初 の 30 日 ま で	4,114円21銭	5,924円69銭	9,250円08銭	12,616円17銭	1,980円09銭
30日をこえる 1日につき	26円03銭	40円19銭	86円87銭	134円54銭	52円07銭

ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キ ロ ワ ッ ト	1 キ ロ ワ ッ ト	2 キ ロ ワ ッ ト	3 キ ロ ワ ッ ト	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1 日 に つ き	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

8 深夜電力のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受け、低圧で動力を使用している契約電力が50キロワット以上のお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 供給時間

供給時間は、次のとおりといたします。

イ 8時間供給の場合

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間

なお、当社は、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況により、使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ロ 10時間供給の場合

毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および低圧電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、低圧電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、低圧電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	8時間供給の場合	187円00銭
	10時間供給の場合	220円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時 に つ き	8時間供給の場合	13円82銭
	10時間供給の場合	14円20銭

(4) そ の 他

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を利用することはできません。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

(イ) 1 需要場所において、この契約種別と他の契約種別とをあわせて契約することができます。

(ロ) 35（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものいたします。この場合、35（供給の停止）(3)にいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

9 料金についての特別措置（口座振替初回引落とし割引）

(1) 適用範囲

従量電灯により電気の供給を受け、料金を当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）により支払われるお客さまで、かつ、口座振替初回引落とし割引の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 料 金

各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯によって料金として算定された金額から次の初回引落とし割引額を差し引いたものいたします。ただし、当該月における初回引落とし割引額は、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないもの

といたします。

なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、従量電灯によって算定された金額といたします。

初回引落とし割引額（1契約につき）	55円00銭
-------------------	--------

(3) 口座振替初回引落とし割引の廃止

イ お客さまが口座振替初回引落とし割引を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

ロ 口座振替初回引落とし割引は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、お客さまが、従量電灯による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に口座振替初回引落とし割引が消滅したものといたします。

10 この供給約款の実施にともなう切替措置

(1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、26（料金の算定）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (68,900\text{円} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	90 銭 5 厘
	10ワットをこえ 20ワットまでの 1 灯につき	1 円 81 銭 2 厘
	20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	3 円 62 銭 3 厘
	40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	5 円 43 銭 4 厘
	60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	9 円 05 銭 7 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	9 円 05 銭 7 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 70 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	5 円 41 銭 1 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100ボルト アンペアまでごとに	5 円 41 銭 1 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭6厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭6厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円46銭0厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円46銭0厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円53銭5厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円76銭2厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応

当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりとい

たします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）
高力率型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 （ワット）×150パーセント	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 （ワット）×125パーセント
低力率型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 （ワット）×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1, 200	735
1, 000以下	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

	換算容量（入力〔キロワット〕）
馬 力 表 示 の も の	出力（馬 力）× 93.3パーセント
キロワット表示のもの	出力（キロワット）×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルト ピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換 算 容 量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診 察 用 装 置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(キロワット)＝最大定格1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット)＝実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$$

6 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (3)ニ(ロ)または19 (低圧電力) (4)ロもしくはハの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧

は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流(アンペア)}}{\text{電圧(ボルト)}} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

- (イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

- (ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の算定) (4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロ

にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

